

# 令和3年度 鳥取県会計年度任用職員（児童自立支援専門員） 採用試験募集案内

◆鳥取県立喜多原学園◆

〒689-3512 米子市泉706

電話(0859)27-1101 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	<p>令和3年4月5日（月）～令和3年4月7日（水）</p> <p>・申し込みの方法</p> <p>◎鳥取労働局ハローワーク米子に求人募集票を提出しますので、紹介状（ハローワーク紹介状）を受け取ってください。</p> <p>◎持参、郵送どちらでも申込みできます。</p> <p>【郵送の場合】受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと。</p> <p>【持参の場合】午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝祭日は受け付けておりません）</p>
試験日時	<p>令和3年4月7日（水）</p> <p>◎集合時刻 午後1時</p> <p>◎試験開始時刻 午後1時30分</p> <p>◎運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。</p>
試験会場	米子市泉706 鳥取県立喜多原学園
試験結果発表日	令和3年4月8日（木）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配 属 先
会計年度任用職員（児童自立支援専門員）	1 名	<p>入所児童への日常生活上の生活指導等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則正しい生活習慣を身につけるための助言指導</li> <li>・学習支援や作業活動・クラブ活動の場における助言指導</li> </ul>	鳥取県立喜多原学園

## 3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

児童福祉施設最低基準による児童自立支援専門員の要件に該当する者。

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項（※1）の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまで（※2）に掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項（※3）の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大

臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は二年以上教員としてその職務に従事したものの児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 厚生大臣の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(採用決定者には、資格を確認できる書類を提示していただきます)

(3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

(※1)

#### 第百二条

大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者として認めることができる。

○2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

(※2)

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上)であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

(※3)

#### 第九十条

大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

○2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究がおこなわれている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
作文試験	50点	思考、知識、表現能力等についての試験(約30分)
面接試験	50点	意欲、態度等についての試験(約15分)

## 5 任用期間

令和3年4月12日～令和4年3月31日(予定)

## 6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 時間額 1,060円～1,590円 ・採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ・採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○手当：生活支援業務手当 月額 5,109円～17,032円 (月額特殊勤務手当) ※勤務に応じて支給します。 宿日直手当 1回 7,400円</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2月分（6月期1月分、12月期1月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和3年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>(1) 勤務形態 週30時間 原則として、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日（12月29日から1月3日）を除く月曜日から金曜日のうち、1週間につき30時間（ただし、業務の状況により、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日にも振替勤務を指示する場合があります。）</p> <p>(2) 勤務時間 早出勤務、遅出勤務、日勤のローテーション勤務</p> <p>(3) 始業・終業の時刻等 (早出勤務日) 始業 午前6時30分 終業 午後3時 (通常日) 始業 午前8時30分 終業 午後5時 (遅出勤務日) 始業 午後1時30分 終業 午後10時00分 (日勤宿直) 始業 午前8時30分 終業 翌日午前9時 宿直：午後10時から翌日午前6時30分</p> <p>(4) 休憩時間 60分</p> <p>(5) 時間外勤務 災害等による臨時の必要がある場合又は時間外勤務及び休日勤務に関する協定のある場合において、やむを得ず時間外勤務を命ずることがあります。</p>
任 用 の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

## 7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 履歴書 1通 ・JIS規格のものとしてください。 ・全ての欄を記載してください。 ・顔写真（6ヶ月以内に無帽で撮影したもの）を貼付してください。 ・記載事項に不正があった場合、受験が無効となる場合があります。</p> <p>(2) ハローワーク紹介状 1通</p>
申 込 み 先	鳥取県立喜多原学園（担当：齋河、保坂） 〒689-3512 米子市泉706番地

	電話 (0859) 27-1101 ホームページ <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/</a>
受験票の交付	受験票は交付しません。 試験当日は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。  
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

## 8 合格者の決定方法

4 試験内容に記載した作文試験、面接試験の得点を合計した得点の最も高い者を合格者とします。ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 9 合格者の発表

受験者全員に合格・不合格の結果を文書で通知します。郵送により試験結果を通知しますので、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒（定型長3（23cm×12cm））を持参してください。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1ヵ月	鳥取県立喜多原学園

## 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、集合時刻までに必ず受付を終えてください。（遅刻者は原則受験できません。）
- (2) 受験の際は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。
- (3) 試験会場である鳥取県立喜多原学園の敷地内は全面禁煙です。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。